(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、県内で水素ステーションを設置する者に対し、その設置に要する経費について、予算の範囲内で令和5年度水素ステーション整備促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、燃料電池自動車の普及促進を図る。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車並びに特別区・市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車及び原動機付自転車をいう。
 - (2) 「水素ステーション」とは、燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備(定置式、移動式及び水素集中製造設備を含む。)をいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。
 - (1) 県内に水素ステーションを設置するもの(移動式の場合は、県内で運用するものに限る。) であること。
 - (2) 水素ステーションは、商用を目的とするものであること。

(補助対象事業者)

- 第4条 補助金の交付対象となる者は、民間団体等(地方公共団体その他の法人(独立行政法人を除く。))及び個人事業者であり、かつ、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)」(以下「経済産業省補助金」という。)の交付決定を受けている者、若しくは、過年度、他の事業者が経済産業省補助金の交付を受けて設置した設備を、購入により設置しようとする者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。
 - (1) 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)に規定する暴力 団若しくは暴力団員等又はこれらの者が役員である法人
 - (2) 県税に未納がある者

(補助対象経費及び補助金の算定方法)

- 第5条 補助対象経費は、別表1に掲げる経費とする。
- 2 補助率及び補助上限額は別表2のとおりとする。

3 前項の規定により計算した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、そ の端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に関係 書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。
- 2 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事などを含む。)がある場合、利益などを排除して交付申請をすること。ただし、一般の 競争入札の結果最低価格であった場合、申請時において利益などの金額が明 らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(指令前着手)

第8条 申請者は、やむを得ない事由により、前条の規定による通知を受ける前に補助金に係る事業に着手する場合は、事前着手届出書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

- 第9条 第7条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、 補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の 各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書(様式第3号) を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助対象経費の額の変更(ただし、交付決定額の変更を伴わない 20 パーセント以内の変更は除く。)
 - (2) 補助事業の内容の変更(ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽 微な変更は除く。)
 - (3) 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止
- 2 知事は、前項に規定する変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して承認を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと 見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報 告書(様式第4号)を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は事業完了年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しなかった場合は、3月31日までに年度末実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係 る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除額を減額 して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第12条 知事は、前条第1項に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、第1項の規定により額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

- 第13条 補助事業者は、前条第1項に規定する補助金の額の確定通知を受けた ときは、速やかに支払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による請求書を受理したときは、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

- 第14条 知事は、前2条の規定に関わらず、補助事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の一部を概算払することがある。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第8号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条第1項第3号に規定する申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、愛媛県補助金等交付規則又は本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の 全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (6) 補助事業者(その役員を含む。)が、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合
- 2 補助事業者は、センターから交付決定の取消し若しくは補助金の全部又は 一部の返還を命じられた場合は、速やかにセンターから受理した書面の写し を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定は、第12条第1項に規定する補助金の額の確定があった後に おいても適用する。
- 4 知事は、第1項に規定する取消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知 するものとする。

(補助金の返還)

- 第16条 知事は、前条第1項に規定する取消しをした場合において、既に当該 取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補 助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 2 知事は、前項の返還を命ずる場合は、前条第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 第1項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(取得財産の管理等)

- 第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳・取得財産等明細表 (様式第9号)を備え、管理するとともに、第11条第1項に規定する実績報 告書に添付して提出するものとする。

(取得財産の処分の制限)

- 第18条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加 価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等 に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた耐用年数に相当す る期間とする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産 等を処分(補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担

保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう。)しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認に係る財産を処分したことにより補助事業者に収入があったと認めたときは、補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理等)

- 第19条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類 を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし ておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業終了後の報告義務)

第20条 補助事業者は、補助事業年度の翌年度から5年間、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助事業で整備した水素ステーションに係る前年度の運用状況について、運用状況報告書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(知事によるデータ等の提供依頼)

- 第21条 知事は、水素ステーションの普及促進を図るため、必要な範囲において補助事業者に対し水素ステーションの普及に資するデータ等の提供を要請することができる。
- 2 補助事業者は、知事が前項の要請した場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、 知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年5月2日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3年31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金について、この要綱の規定は、同日後においても、なお、その効力を有する。

別表1(補助対象経費)

水素ステーションの補助対象経費

1. 設備機器費(水素供給設備一式)

補助事業の実施に必要な設備に要する経費

- (1) 受電設備
- (2) 原料ガス設備
- (3) 水素製造装置
- (4) 水素液化装置
- (5) 液化水素貯槽、気化器
- (6) 水素輸送用設備·接続装置
- (7) 圧縮機
- (8) 蓄圧器
- (9) ディスペンサー
- (10) プレクーラー
- (11) 冷却水装置
- (12) 計装空気設備・窒素設備
- (13) 散水設備・貯水槽
- (14) 制御装置·監視装置·検知警報設備
- (15) その他(その他水素を燃料として当該自動車に供給するために必要な設備)

2. 設計費

補助事業の実施に必要な設計に要する経費

- (1) 設計費(土質調査・測量を含む)
- (2) 官公庁申請費
- 3. 設備工事費

補助事業の実施に必要な工事に要する経費

- (1) 基礎工事費
- (2) 撤去工事費
- (3) 現地配管工事費
- (4) 据付工事費
- (5) 試運転調整費
- (6) 舗装工事費
- (7) 給排水設備工事費
- (8) 照明設備工事費
- (9) 電気工事費
- 4. 工事負担金

補助事業の実施に必要な工事負担に要する経費

(1) 本支管工事負担金

敷地外における中圧ガス本支管工事に関する工事負担金(申請者がガス事業者の場合は対象外)

- (2) 給水配管·排水配管工事負担金
- (3) 電気の供給設備に関する工事費負担金
- 5. 経費・管理費

補助事業の実施に必要な仮設・現場・管理に要する経費

- (1) 共通仮設費
- (2) 現場管理費
- (3) 一般管理費
- (4) 諸経費
- ※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まれない。

別表2 (補助率及び補助上限額)

補助対象事業者	補助率	補助上限額
経済産業省補助金の交付決定	補助対象経費の6分の1	50,000千円
を受けている者		
過年度、他の事業者が経済産	補助対象経費の2分の1	50,000千円
業省補助金の交付を受けて設		
置した設備を、購入により設		
置しようとする者		